

意見広告

司法修習生に対する給与支給を継続しましょう!!

コミック「島根の弁護士」より
©あおきてつお/集英社



司法修習生の多くが大きな経済的負担のため負債を負っています。

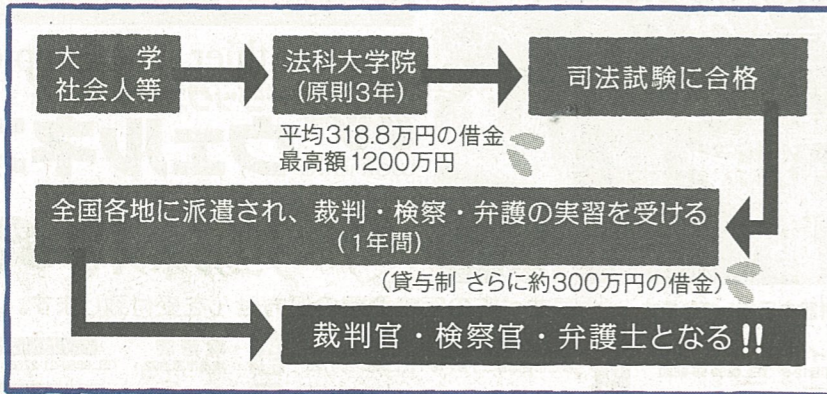
法曹(裁判官・検察官・弁護士)になるには、大学を卒業した後、原則3年間法科大学院で学び、司法試験合格を経て1年間の司法修習を受けなくてはなりません。

法科大学院の学費は、国立大学で入学金28万円、年間授業料80万円、私立大学の多くは入学金20~30万円、年間授業料100~150万円程度となっています。このほか教科書等の教材費、さらには生活費がかかります。家族を抱えて法曹をめざす場合、家族の生活費も必要です。

加えて法科大学院修了後、司法試験に合格して司法修習生になるまでの期間(1回で合格したとして8ヶ月間)の生活費も必要です。

これらを合計すると数百万円にのぼり、その費用を得るために多くの司法修習生が奨学金や教育ローンなどの形で債務を負っているのが実情です。

日弁連のアンケートによると、司法修習生のうち半数以上(52.81%)が奨学金や教育ローンを受けしており、その平均額は318万8千円、中には1000万円を超える場合もありました。



司法修習生に対する給与支給の継続をめざし、署名活動を行っています。
皆様のご協力をお願いします!
詳しくは当会ホームページ (<http://www.shimaben.com/>) をご覧ください。

司法修習生の給与が2010年11月からゼロになります。

司法修習は平日にフルタイムで行われます。修習専念義務が課されているため、土日や祝祭日であっても、修習期間中はアルバイトなどは禁じられています。

そのため、これまでは国が司法修習生に対して給与を支給してきました(給費制)。しかし、今年の11月からは修習専念義務を課したままで給費制が廃止され、必要な者に生活資金を貸し付ける制度(貸与制)に切り替わります。

「経済的事情から法曹への道を断念する事態」が危惧されています。

現状では、法曹となった後も就職や収入が確実とは言えません。このような状況下で、法曹をめざす人は減っています。

給与支給を廃止すれば、修習専念義務がある司法修習生の多くは修習期間中の生活費も借り入れることとなります。貸与制の基本貸与月額23万円を基準とすると、その額は約300万円になります。

司法修習生となるまでの経済的負担に、さらに約300万円も負担が増えれば、法曹をめざす人がますます減ることが心配されます。

「お金がなければ法曹になれない」という事態が、現実のものになろうとしています。

給与支給が廃止されることは市民の生活や権利擁護にとっても大きな問題です。

法曹は、「権利の守り手」としての使命感と公共心を抱いて、市民の生活を支えてきました。修習期間中、国から給与を受けること、すなわち社会の力で育ててもらったということは、こうした使命感と公共心を醸成する共通の土台となってきました。給与支給が廃止されれば、この共通の土台が失われることを意味します。

また、市民は多様な環境、条件の下で生活しています。多様な人々に寄り添いながら市民の生活を支えていくためには、法曹の側にも多様な人材が必要です。「お金がなければ法曹になれない」のであれば、志のある優れた人材、様々なバックグラウンドを持つ多様な人材を法曹界が得ることが難しくなります。

給与支給が廃止されることは、使命感などを醸成してきた土台が根底から失われ、法曹の多様性が危うくなることを意味し、基本的人権の擁護や社会的弱者の救済が危ぶまれます。このように、給与支給の継続は、市民の生活や権利擁護と深く関わっています。

将来の「権利の守り手」は社会の力で育てましょう。

司法修習生はわたしたちの社会の将来の「権利の守り手」です。
弁護士過疎地域に育った者として地域の状況を何とかしたい
経済的弱者のために働きたい

このような志を持った法曹志望者が、経済的理由から法曹への道をあきらめることのないように、島根県弁護士会は、司法修習生に対する給与支給の継続を、国会、政府、最高裁判所に対して強く求めます。

各界の皆さんの声

【島根県医師会会長 佐藤充男さん】

研修医については、平成16年度から研修指定病院を介して国費により給与が手当されるようになりました。将来の司法の担い手である司法修習生についても給与支給が維持されるべきです。

【島根大学学長 山本廣基さん】

司法修習給費制度は堅持すべきです。司法研修制度は、司法試験合格者に、さらに司法研修所への入所研修とアルバイト等を禁止する修習専念義務を課すものです。医師国家試験後の卒後臨床研修制度は、国費を支給し医師養成をしています。本学は法科大学院修了の司法試験合格者が、医師養成と同様、経済的不安のない研修ができることを強く求めます。

【連合島根会長 矢倉 淳さん】

弁護士は弱者の権利を守る使命を持っているからこそ、司法修習生には国費による給与が支払われています。この給与制が廃止された場合、経済的に余裕のない者は弁護士になれないことになり、弱者の権利の擁護がおろそかになる危険があります。私は、給与制の廃止に反対します。

島根県弁護士会

会長 中村 寿夫

松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル7F
TEL (0852) 21-3225(代) FAX (0852) 21-3398